

社会福祉法人のぞみ会役員及び評議員の報酬等に関する規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人のぞみ会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

（定義）

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として原則として支払われるものである。

（理事会及び評議員会の出席報酬等）

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の実費弁償費を支払うことができる。なお、理事長及び理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（役員及び評議員の勤務報酬等）

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(常勤役員の勤務報酬)

第5条 前々条及び前条にかかわらず、週平均2日以上業務にあたる役員に対しては、別表3により、月額報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 当該報酬以外に、前々条および前条に係る支出及び実費弁償費並びに出張に係る報酬の支出は、これを行わないものとする。」

(監事の報酬等)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第7条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

- 第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。
- 2 旅費は、実費を支給する。
 - 3 業務遂行に必要な経費（コピー代等事務費等）に関しては、実費を原則として支給できる。
 - 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
 - 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(役員報酬等の実際の支給について)

第9条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによって支給するものではない。「勤務時実態に即して支給する」こととされている役員報酬については、当法人の人事労務、財務、運営等の職務を分掌するなど経営管理に携わる役員をその対象とする。また、役員の勤務体制は、必ずしも一般職員と同様の勤務体制を求めるものではない。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(改正)

第10条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならぬ。

付則

この規程は、平成29年6月24日より施行する。

付則

2023年6月理事会・評議会の承認をへて常勤理事長の無償報酬を金100,000円とする事から別表3（月額）（第5条関係）理事長業務報酬等 金300,000円を今後の変動を鑑み金300,000円以下と訂正し施行する。

また理事会・評議会出席報酬等も2023年6月理事会・評議会の承認を経て金5,000円から金10,000円に訂正し施行する。

役員報酬別表1(日額)(第3条関係)

名称	報酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	10,000円	5,000円
評議員会出席報酬等	10,000円	5,000円

別表2(日額)(第4条関係)

名称	報酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	15,000円	職員通勤手当相当
理事業務報酬等	10,000円	5,000円
監事監査指導報酬等	18,000円	5,000円

別表3(月額)(第5条関係)

名称	報酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	300,000円以下	職員通勤手当相当
理事業務報酬額	150,000円	職員勤務手当相当

別表4(日額)(第8条関係)

旅費	宿泊費	報酬	その他
実費	20,000円	15,000円	実費